

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 5 年 6 月 19 日提出

案件担当 部 課 等	上下水道部 下水道課
案件名称	三浦市下水道条例の一部を改正する条例の基本方針について
部門経営 部会 審議した日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
審議依頼事項	三浦市下水道条例の一部を改正する条例の基本方針を別紙のとおり決定することについて
現状と課題	下水道使用料の額の算定は、現行、月の途中で使用を開始し、再開し又は中止したときの使用料は使用日数にかかわらず、1箇月とみなし算定しているが、県内他市町と本市との間で差異が生じている。
案件担当部課等の見解	県内他市町とのサービスの違いを解消するため、別紙基本方針のとおり三浦市下水道条例の一部を改正することとしたい。 審議決定後は、令和 5 年第 3 回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。
総合計画及び予算との関係	第 4 次三浦市総合計画 大綱 3 住み心地のよい都市をめざして～暮らしを支える 目標 6 快適で安全性の高い生活基盤の整備 施策 4 安全で快適な水環境の整備
備考	説明員：古川下水道課、本島下水道担当部長